



送付枚数：3枚

介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費 支給申請書類の紛失について

令和7年5月2日

このことについて、下記のとおり公文書の紛失の事案が発生しましたので、お知らせいたします。

記

- 1 公文書の紛失のあった部署
保健福祉部介護・障害福祉課
- 2 紛失のあった公文書の名称
介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書
- 3 詳細
別紙のとおり

《問い合わせ》

保健福祉部介護・障害福祉課介護保険係

☎022-368-1497（直通電話）

介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書類の紛失について

このことについて、下記のとおり個人情報に記載された公文書を紛失した事案が発生いたしました。

今後、二度と同様の事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

記

1 事案の概要

(1) 状況

介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費の支給については、受領委任払と償還払で対応しており、受領委任払の場合は、あらかじめ本人が福祉用具販売事業者（以下「事業者」という。）に自己負担分として購入費の1割、2割又は3割を支払い、その後に本人から委任を受けた事業者に対して購入費の9割、8割又は7割を市から支払うことにしている。

令和7年3月下旬に事業者から「令和6年度に申請した受領委任払の支払がされていない」と市に連絡があり状況を確認したところ、申請以降支払までの手続がされていないこと及び事業者から市に提出された申請書類が見当たらないことが発覚した。このことを受け、令和6年度申請分で他に未払がないか確認作業を進めていたが、令和7年4月中旬に別の事業者からも同様の連絡があった。

令和6年度に申請があった対象者全員の支払状況を確認したところ、うち計10件（令和6年11月から令和7年1月申請分まで）が未払であり、事業者から市に提出された申請書類が見当たらない状況であることを確認した。

当該申請書には、福祉用具購入者の氏名、生年月日、住所、電話番号、被保険者番号、要介護状態区分等の個人情報が記載されている。現時点で個人情報の外部への流出は確認されていない。

(2) 対応

- ア 申請書類の所在を確認するも、現時点で見つかっていない。
- イ 市から事業者への未払10件分について、支払手続を完了した。
- ウ 対象者及び関係者に個別で今回の事案について説明するとともに、対象者に文書で通知する。
- エ 本事案を宮城県及び個人情報保護委員会に報告する。

2 原因

- (1) 事業者から提出された申請書類の管理が徹底されていなかったこと。
- (2) 支払処理の際に申請書類と受付台帳を突合していなかったこと。

3 再発防止策

事業者から提出された申請書類を専用ファイルに保管し管理を徹底するとともに、支払の際に申請書類と台帳を突合し、複数職員で確認する。